

あなたの街は、エコですか？

～始めよう、コンパクトなまちづくり～

まちなか移転、公共交通の利用促進、緑化…様々な取組を支援します。



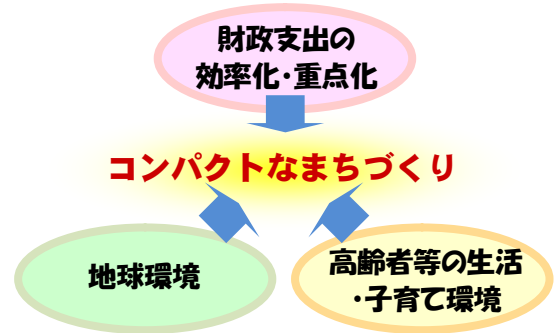
1. 背景

我が国の社会状況

我が国は、人口減少、超高齢社会の到来により、高齢者が自立して暮らしていける環境、子育て世帯が安心して子供を産み、育てられる環境の整備が不可欠となっています。

また、今後、財政状況が更に厳しさを増すと見込まれる中、市街地の拡大に伴い肥大した都市基盤ストックの管理・更新コスト、福祉、衛生等にかかる経費などの行政サービスコストを適正化し、将来のまちづくりへの投資へとつなげていくことも大きな課題です。

こうした中、深刻さを増す地球温暖化問題への対応も含め、市民生活を支える、持続可能で活力ある都市づくり、地域づくりを進めることが強く求められています。

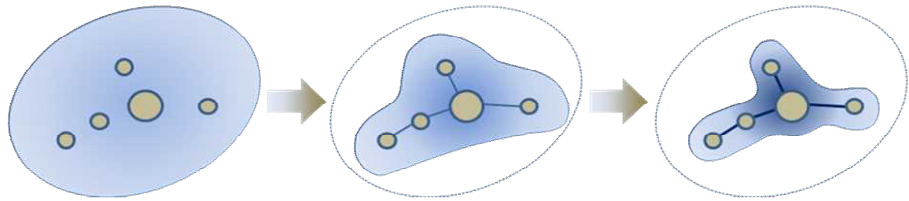


まちづくりの方向性

こうした課題に対応し、今後のまちづくりの方向として、日常生活に必要なまちの機能が、住まいに身近なところに集積され、住民が自家用車に過度に頼ることなく、公共交通によってこれらの機能にアクセスできるような「コンパクトなまちづくり」を進めていくことが有効です。

<イメージ>

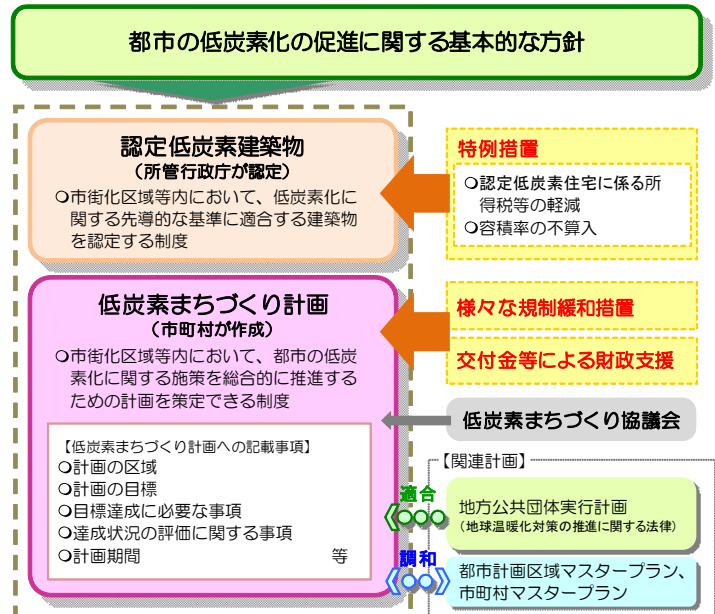
都心部を含め既に一定の都市機能が集積している地区を拠点とし、その周辺に居住等を集約していく。
各拠点間は、公共交通で接続。



2. エコまち法の概要

「都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）」は、こうした背景を踏まえ、まちづくりに地球環境に優しい暮らし方や少子高齢社会における暮らしなどの新しい視点を持ち込み、住民や民間事業者と一体となって、コンパクトなまちづくりに取り組んでいただくための第一歩として制定されました。

「エコまち法からはじめるコンパクトなまちづくり」、考えてみませんか？



低炭素まちづくり計画は、都市の低炭素化に向けた取組を後押しし、また、民間投資を促進するため、市町村が目指すビジョンや具体的な取組を示すものです。

コンパクトなまちづくりを目指す第一歩として、地域の創意工夫を生かした計画となることが期待されます。

低炭素まちづくり計画の特徴

- 低炭素まちづくり計画を通じて、まちづくりと公共交通等を一体的に計画し、様々な施策を総合的に取り組むことができる仕組みです。
- 民間や住民の方々が主役となって、行政がこれらの方々の取り組みをサポート・コーディネートする、官民協同によるまちづくりの仕組みです。
- それぞれの地域の実情や、まちの規模等に応じて、柔軟に使うことができる仕組みです。

低炭素まちづくり協議会

地域の関係者が活発な議論を交わすとともに、相互に連携し、それぞれが主体的に取り組むことが重要です。

このため、計画の策定に当たっての協議や計画の実施に係る連絡調整等の場として、「低炭素まちづくり協議会」を設置することができます。関連する既存の協議会がある場合には、兼用することも考えられます。



他の計画との関係

「エコまち計画」は、「都市・地域総合交通戦略」や地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地方公共団体実行計画」など、他の関連する計画と一体として策定することも可能です。

また、既に関連計画が策定されている場合には、既往計画に、特例措置に関する記載事項など、低炭素まちづくりを促進する上で必要な事項を追記することなどにより「エコまち計画」を作成することも可能です。

4. 低炭素まちづくり計画(エコまち計画)の策定

＜低炭素まちづくり計画(エコまち計画)のイメージ＞

福祉、医療、居住など日常生活に必要な都市機能の集積促進 ▶ 特例措置①

- ◆医療・福祉施設と共同住宅等の複合的な都市開発事業の実施、にぎわい交流施設等の整備 など

歩いて暮らせるまちづくり

- ◆歩道・自転車通行空間の整備、バリアフリー化 など

公共交通機関の利用促進 ▶ 特例措置③

- ◆バス路線の新設、LRT・鉄道の整備や駅等の改善
- ◆運賃設定や運行ダイヤの改善、共通乗車船券等の充実 など

集約駐車施設の設置

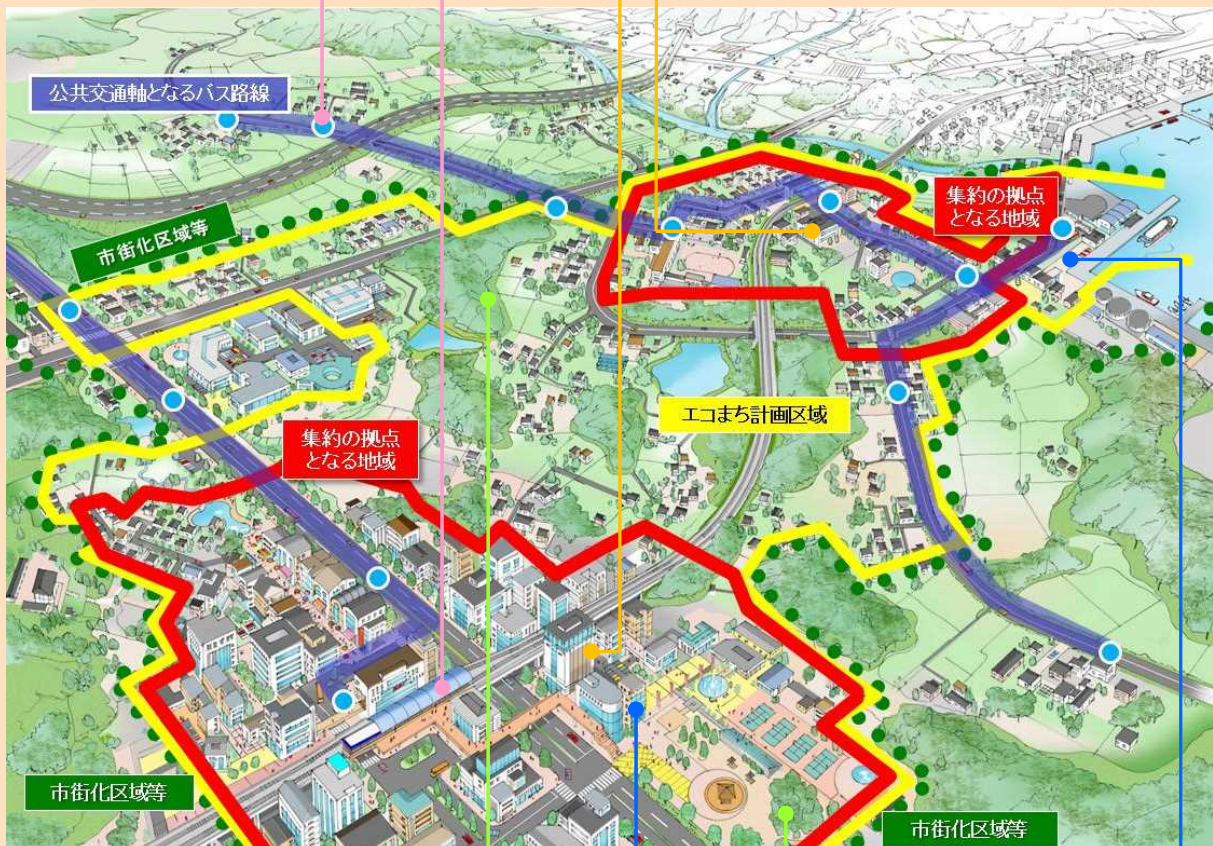
▶ 特例措置②

- ◆附置義務駐車施設の集約化

共同輸配送の促進

▶ 特例措置③

- ◆共同輸配送の実施
- ◆貨物輸送における低公害車の導入
- ◆路外共同荷捌き施設の整備 など



NPO等による緑地の保全及び緑化の推進 ▶ 特例措置④

- ◆NPOなど特定緑地管理機構による、きめ細やかな緑地の保全、管理の推進
- ◆協定等による都市内の貴重な重点的な樹木、樹林地等の保全 など

緑化の推進

- ◆都市公園の整備
- ◆建築物の敷地等の民有地緑化の推進 など

下水熱等を活用した熱の共同利用 ▶ 特例措置⑤

- ◆下水熱活用のための設備整備
- ◆熱供給導管のネットワーク整備 など

公共施設を活用した太陽光発電等の設置

▶ 特例措置⑥

- ◆公園、港湾等における太陽光パネルの設置など
- ※公共施設本来の機能を阻害しないものに限る

自動車に関するCO2の排出抑制

- ◆環境対応車の導入促進、急速充電器など支援機器の普及促進 など

民間等の先導的な低炭素建築物・住宅の整備

- ◆低炭素建築物の整備、省エネ改修の促進 など

※「低炭素まちづくり計画(エコまち計画)の区域」は、それぞれの地域の実情や講ずる施策に応じ、市街化区域等の全体をカバーする区域や事業等を実施する特定の区域など、必要な区域を自由に設定することが可能です。

※「都市機能の集約を図るための拠点となる地域」は、計画区域の内側で様々な都市機能の集積を図ろうとしている範囲に絞り込んで設定します。

計画の区域（※必須事項）

低炭素まちづくり計画は、**市街化区域等**（市街化区域及び用途地域）のうち都市の低炭素化の促進に関する施策を総合的に推進することが効果的である区域で作成することができます。

計画の目標

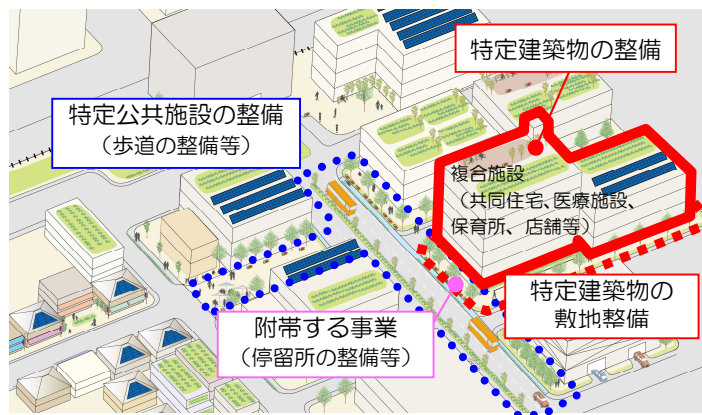
計画により実現を目指すべき将来の都市像を示すとともに、計画の総合的な達成状況を的確に把握できるよう、可能な範囲で定量的な目標を設定してください。

5. 低炭素まちづくり計画に関する制度

集約都市開発事業・・・①

集約都市開発事業は、低炭素まちづくり計画の区域内において、以下の要件を満たす事業を市町村長が認定する制度です。

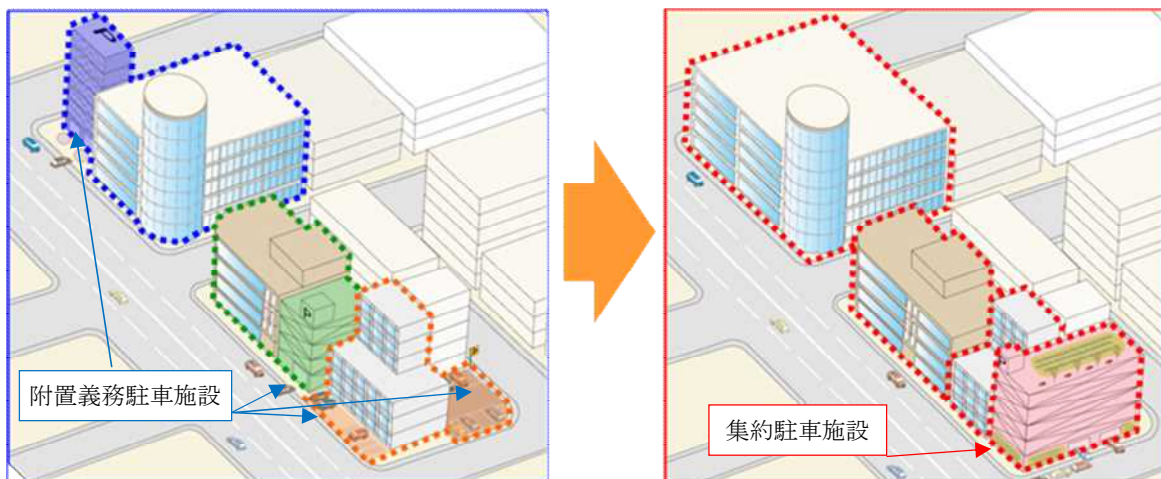
- ①病院、共同住宅その他多数の者が利用する建築物及びその敷地の整備等を行う事業
- ②都市機能の集約を図るための拠点の形成に資するもの



低炭素まちづくり計画による特例措置

駐車場法の特例・・・②

附置義務駐車施設*を駐車機能集約区域に集約化させることについて、駐車場条例に定めることを可能とする駐車場法の特例



※附置義務駐車施設：条例に基づき当該建築物の用途や規模に応じて設置が義務づけられる駐車施設

公共交通機関の利用促進・貨物運送の共同化の特例・・・③

低炭素まちづくり計画に基づく事業の実施計画について、国土交通大臣の認定を受けた場合は、各事業法に基づき必要となる一定の許認可等を受けたものとみなすことで、事業者の負担を軽減

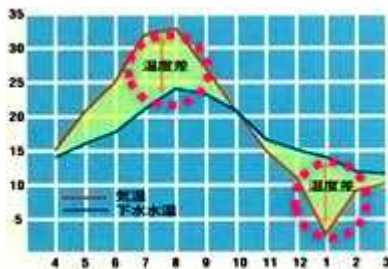
緑地の保全及び緑化の推進に関する特例・・・④

低炭素まちづくり計画の計画区域内の樹林地等を管理協定※制度の対象に追加

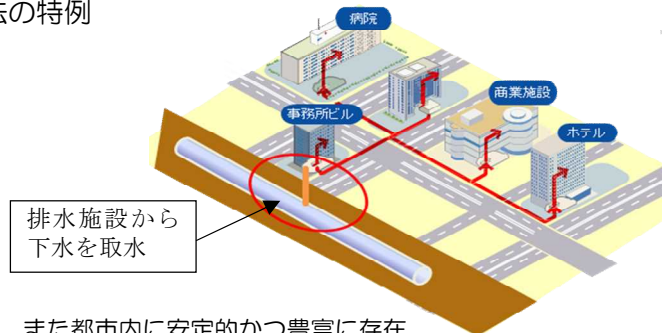
※管理協定：地方公共団体又は緑地管理機構が、土地所有者等と協定を結び所有者に代わって緑地の管理を行う制度

下水熱利用のための下水の取水に関する特例・・・⑤

下水熱※を利用するため、民間事業者が許可を受け、下水道の排水施設に接続設備を設け、下水を取水することを可能とする下水道法の特例



※下水熱は、大気に比べ冬は暖かく、夏は冷たい。また都市内に安定的かつ豊富に存在



都市公園・港湾における占用許可の特例・・・⑥

計画の策定・公表後、2年以内に占用の許可申請があった場合、技術的基準に適合する限り、各管理者は、占用・工事等の許可を申請者に与える

太陽光パネル等の設置について、あらかじめ、以下の手続きが必要

- ・市町村が民間事業者と協議
- ・市町村が管理者の同意を取得

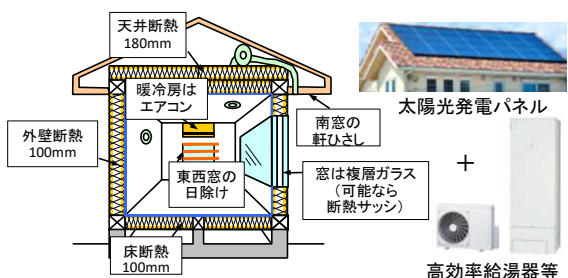


占用の例：都市公園の駐車場の覆屋に太陽光パネル

低炭素建築物の認定

低炭素建築物として市町村等に認定されると、所得税等の軽減や、設備に係る部分の容積率の不算入といった特例を受けることが可能です。

低炭素建築物の認定には、エネルギー消費量が10%以上（省エネ基準比）削減されることに加え、低炭素化に資する措置を講じている必要があります。



● 予算による支援 例

■ コンパクトシティ形成支援事業

低炭素まちづくり計画の策定、地域の生活に必要な都市機能の中心拠点への移転に際し、旧建物の除却費や移転跡地の緑地等整備費等について支援。

■ 集約都市開発支援事業

認定集約都市開発事業及び同事業と関連して実施される事業の一部について支援。また、防災・省エネまちづくり緊急促進事業の支援対象であり、省エネ性能等に優れた建築物の整備を支援。

■ 都市公園事業

温室効果ガスの吸収源対策等に資する公園・緑地の整備を促進するため、低炭素まちづくり計画に位置づけられた拠点等については支援対象となる面積要件を0.5ヘクタール以上に緩和。

● 税制による支援 例

■ 認定集約都市開発事業に係る買換特例等

集約都市開発事業のために土地等を譲渡した場合、施行区域面積が2,000㎡以上である等の一定の要件を満たすものについて、所得税等の特例措置があります。

■ 公共交通の低炭素化に係る減税措置等

低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両や低床型路面電車（LRT 車両）に係る固定資産税の軽減措置等があります。

■ 認定低炭素住宅に係る減税措置

認定低炭素住宅について、登録免許税の引き下げ等の特例措置があります。

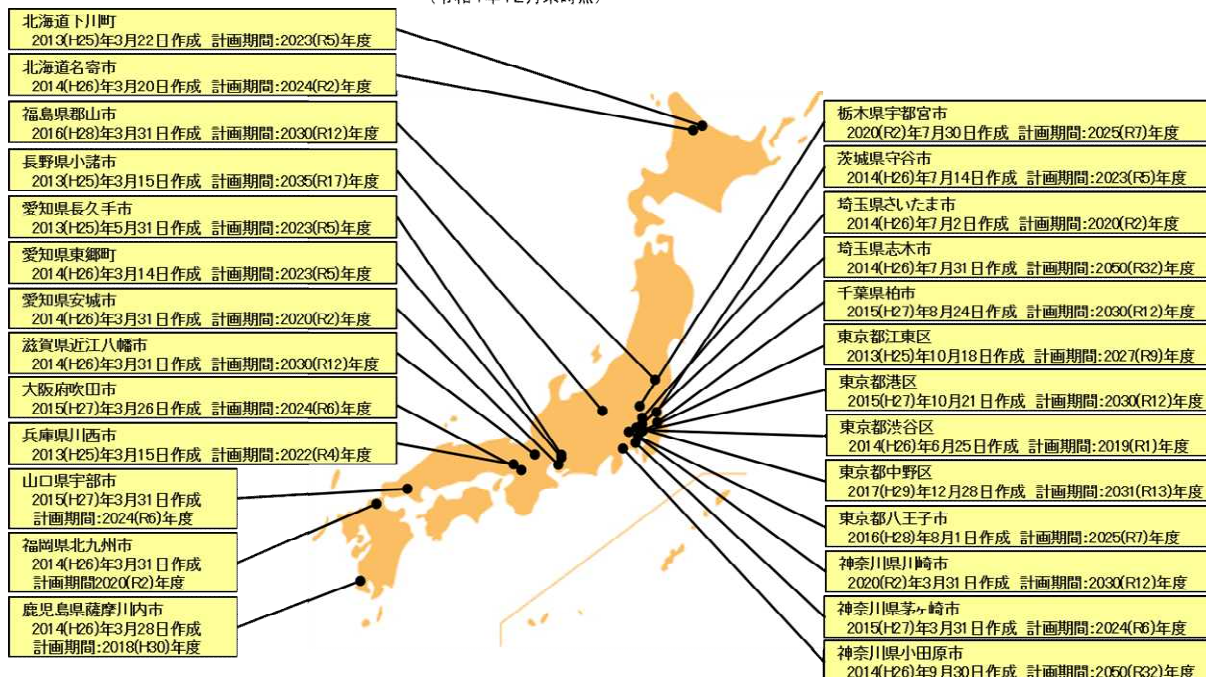
低炭素まちづくり計画の作成状況

低炭素まちづくり計画作成都市 **26** 都市

(令和4年12月末時点)

低炭素まちづくり計画作成都市: **26**都市

(令和4年12月末時点)



◎エコまち法ホームページ

http://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/eco-machi.htm

お問い合わせ先

令和5年4月 国土交通省

都市局 都市計画課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

TEL (03)5253-8111 (内線 32686)

FAX (03)5253-1590